令和５年１１月２０日開会
令和５年１１月２０日閉会

西蒲原福祉事務組合

議会（定例会）会議録

令和５年第２回西蒲原福祉事務組合議会（定例会）会議録

令和５年第２回西蒲原福祉事務組合議会（定例会）は、令和５年１１月２０日　午後２時　弥彦村役場議場に招集された。

１　応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	弥彦村議会議員 安達　宏行さん	４番	弥彦村議会議長 本多　隆峰さん
２番	燕市議会議員 高橋　妙子さん	６番	燕　市　長 鈴木　　力さん
３番	新潟市議会議員 竹内　　功さん		

２　不応招議員は、次のとおりである。
５番　中原　八一さん

３　出席議員は、次のとおりである。
応招議員と同じである。

４　欠席議員は、次のとおりである。
不応招議員と同じである。

５　地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

代表監査委員	高　橋	周　衛　さん
組合管理者	本　間	芳　之　さん
会計管理者	水　沢	正　一　さん
事務局長	大　谷	夢　孝　さん
やひこの里園長	保　坂	伊　織　さん
ふれあいの家所長	小　野	正　人　さん
ねむの木工房所長	佐　藤	朋　子　さん
弥彦村福祉課長	坂　爪	明　博　さん
弥彦村健康推進課長	松　井	裕美子　さん

６　本会議の書記は、次のとおりである。

弥彦村議会事務局長	伊　藤	和　恵
係　　長	石　川	啓　太

７　本日の会議に付議した事件及び議事日程は、次のとおりである。

議事日程　第１号

令和５年１１月２０日　午後２時開会

○日程第１	議席の指定について	
○日程第２	会議録署名議員の指名について	
○日程第３	会期の決定について	
○日程第４	管理者の挨拶	
○日程第５	議長報告	例月出納検査並びに定期監査の結果について
○日程第６	選挙第１号	副議長の選挙について
○日程第７	承認第１号	専決処分の報告について（西蒲原福祉事務組合個人情報保護法施行条例）
○日程第８	承認第２号	専決処分の報告について（西蒲原福祉事務組合個人情報保護審査会条例）
○日程第９	議案第１号	令和４年度西蒲原福祉事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
○日程第１０	議案第２号	令和４年度西蒲原地区休日夜間急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
○日程第１１	議案第３号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
○日程第１２	議案第４号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議　事　内　容

○議　長（鈴木　力さん）それでは、これより令和５年第２回西蒲原福祉事務組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は５名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎開会時刻　午後２時００分

なお、５番　中原議員から欠席の届出が出されております。

本日の議事は、配布しております議事日程第１号により行います。

はじめに、日程第１　議席の指定を行います。

今回新たに選任された組合議会議員の議席は、議事規則第４条第２項の規定によって、１番　安達宏行さん、３番　竹内功さん、４番　本多隆峰さんに指定いたします。

次に、日程第２　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議事規則第２０条の規定により議長において、１番　安達宏行さん、２番　高橋妙子さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第３　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日限りと決定いたしました。

次に、日程第４　管理者の挨拶をお願いいたします。

○管理者（本間芳之さん）開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和５年第２回組合議会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

２月より弥彦村長を拝命いたしました本間芳之と申します。西蒲原福祉事務組合の運営につきまして、組合議員の皆様と議論を重ねながら、組合発展のため取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、開会前に新たに就任された組合議員のご紹介がございましたが、今後、組合運営に対しまして格段のお力添えをいただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本定例会では、令和４年度決算報告、監査委員の選任等について、ご審議、ご承認をお願いするものでございます。

令和４年度は、８月にやひこの里、１２月にグループホーム並びにねむの木工房で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、いずれも関係機関と連絡を取りながら、３週間にわたり療養介護にあたっております。この間、事業の一部も休業せざるを得ず、関係の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたが、幸い感染した利用者、職員の全員が重症化することなく、無事に通常の活動に戻っております。

新型ウイルス感染症の影響が続くなか、各事業所が感染症対策を行いながら行事を再開するなど活動の充実を図り、少しずつ日常を取り戻す取り組みを行ってまいりました。

急患センターでは、新型ウイルス感染症の影響により依然として受診者数は減少しておりますが、執務する医師、従事者のご理解により、発熱患者に対する抗原検査と診療を開始したことから、一定程度、診療収入が回復し、関係市村の負担金も減少しております。

今後も関係市村と協議のうえ、障害福祉サービス事業並びに急患センターの適正な運営に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます

○議　長（鈴木　力さん）ありがとうございました。

次に、日程第５　議長報告　例月出納検査並びに定期監査の結果について、組合監査委員から提出されております。その写しを議案書３頁から７頁にお示ししてございますので、これをもって報告とさせていただきます。

次に、日程第６　選挙第１号　副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
副議長に、本多隆峰さんを指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました本多隆峰さんを副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました本多隆峰さんが副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選された本多隆峰さんより、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（本多隆峰さん）ただいま副議長に選任されました、本多でございます。議長を補佐し副議長として、西蒲原福祉事務組合のため尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議　長（鈴木　力さん）よろしくお願いいたします。
次に、日程第７　承認第１号　専決処分の報告について（西蒲原福祉事務組合個人情報保護法施行条例）及び承認第２号　専決処分について（西蒲原福祉事務組合個人情報保護審査会条例）の２案件を一括して議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局長（大谷夢孝さん）承認第１号及び承認第２号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

議案書の１２頁をお開き願います。

はじめに、承認第１号　西蒲原福祉事務組合個人情報保護法施行条例についてであります。改正個人情報保護法が令和５年４月より施行されるのに伴い、組合も法の適用を受けることになるため、法施行条例にて所要の事項を定めたものでございます。

続いて、１４頁をお開き願います。

承認第２号　西蒲原福祉事務組合個人情報保護審査会条例については、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、諮問機関として審査会を条例で定めるものでございます。

以上の条例制定２案件については、いずれも弥彦村条例を準用することとし、弥彦村条例が令和５年３月議会にて議決された後、令和５年３月２４日付けで専決処分としたものでございます。

説明は以上でございます。ご承認賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　力さん）事務局の説明が終わりました。

これより、承認第１号の質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第１号について、管理者提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は、承認されました。

次に、承認第２号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

質疑なしと認めます。
続いて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

討論なしと認めます。
お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第２号について、管理者提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
したがって、承認第２号は、承認されました。

次に、日程第９　議案第１号　令和４年度西蒲原福祉事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第１０　議案第２号　令和４年度西蒲原地区休日夜間急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての２案件を一括して議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局長（大谷夢孝さん）一般会計及び特別会計決算認定の２案件につきまして、その概要をご説明させていただきます。
最初に、議案第１号　令和４年度西蒲原福祉事務組合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げますので、決算書の２頁、３頁をお開きいただきたいと思います。
歳入につきましてご説明いたします。詳細については後程ご説明いたしますので、ここでは項目ごとの収入済額を読み上げさせていただきます。
１款、分担金及び負担金、収入済額５億４，５７６万２，４３７円。
２款、財産収入、１００円。
３款、寄付金、１８万円。
４款、繰越金、４，８１５万７，８７０円。

５款、諸収入、２，４７３万１，００４円。
歳入合計は、６億１，８８３万１，４１１円でございます。
次に４頁、５頁をお開きいただきたいと思います。
歳出でございますが、項目ごとの支出済額を読み上げさせていただきます。
１款、議会費、１６万６，３２９円。
２款、総務費、４７６万６，９９４円。
３款、民生費、５億６，２３８万８，０６２円。
４款、公債費、１，６４１万５，６５８円。
歳出合計は、５億８，３７３万７，０４３円でございます。
続いて、２８頁をお開き願います。
実質収支に関する調書でありますが、歳入総額６億１，８８３万１，４１１円、歳出総額５億８，３７３万７，０４３円、歳入歳出差引額３，５０９万４，３６８円、翌年度へ繰り越すべき財源０円でございます。実質収支額は３，５０９万４，３６８円でございます。
次に、歳入歳出の主なものにつきまして、前年度決算との比較とあわせてご説明申し上げますので、主要施策の成果に関する報告書、そちらをご覧いただきたいと思います。
主要施策の成果に関する報告書の２４、２５頁をお開き願います。
詳細については、決算書での確認をお願いしたいと思います。
こちらの頁、令和４年度一般会計対前年度決算比較表については、数値は千円単位としております。
最初に、歳入の主なものについてご説明させていただきます。
１款、分担金及び負担金、１項、分担金６，０８５万２千円につきましては、組合構成市町村であります新潟市、燕市、弥彦村並びに組合構成外の上越市からの分担金であります。各市町村別の増減については、利用者数が変動したため、利用者割の分担金の部分が市町村間で増減しているものでございます。
次に、２項の負担金４億８，４９１万円につきましては、障害福祉サービスの提供に対する負担金であります。各施設が利用実績に応じて増減するものでございます。
主な増減要因についてでありますが、まず、やひこの里負担金３億２，１７９万７千円、２２６万７千円増については、利用者２名の障害支援区分の判定が重くなったことによる基本報酬の増加でございます。
次に、ねむの木工房負担金５，３１６万２千円、５８７万５千円の減については、個々の事情による退所、あるいは一部の利用者に高齢者のデイサービスを利用する頻度が増えるなど、平均しますと一日３．６人利用実績が減少したものでございます。

次に、短期入所でございます。こちらはやひこの里で新型コロナウイルスのクラスターが発生した際に、事業を一時的に休業したことなどから、延べ利用者数が２０５人減少し、１９２万６千円減となっております。

次に、グループホーム負担金５，１８６万４千円、１５０万９千円の増については、前年度に病気による退所や身体障害者施設への転出により欠員が生じていたものが、新規入所により定員を満たしたもので増加しております。

次に、５款、諸収入、１項、受託事業収入９７０万４千円については、日中一時支援事業並びに弥彦村から委託を受け実施しております相談支援事業の利用に係る収入でございます。６５万１千円の減については、やひこの里でクラスターが発生した際に、こちらも日中一時支援事業を一時的に休業したため、延べ利用者数が１９３人減少したものでございます。

次の２項、雑入１，５０２万７千円、１７０万３千円の減少については、主にはふれあいの家とねむの木工房の作業収益金の減少、それから燕市から新型コロナウイルスの感染対策助成金が、前年度助成されたものが令和４年度にはなくなったものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。隣の２５頁をご覧ください。

２款、総務費、１項、１目の一般管理費３４６万４千円については、事務組合運営に係る事務的経費でございます。６０万８千円の減については、パソコン更新費用の減少でございます。

次に、３款、民生費の５億６，２３８万８千円は、それぞれ施設等の運営費でございまして、やひこの里、ねむの木工房、ふれあいの家、グループホームの運営費の１目、総務費は人件費及び施設の維持管理に係る経費、そして、２目の処遇費には、食費、光熱水費等、利用者の生活や就労支援に直接係る経費となってございます。

民生費の前年比１，９８０万５千円増の主な要因としては、一つは光熱水費の増加、こちらが８００万５千円でございます。そして、短時間再任用、あるいはパートタイム会計年度任用による職員の増員、並びに給与改定や定期昇給等による人件費の増加分が８２４万７千円でございます。その他、厨房機器の入替えによる備品購入費やシルバー人材センターからの清掃員の派遣費用が増額となり、計１，９８０万５千円の増となってございます。

続いて、４款、公債費１，６４１万６千円については、ねむの木工房の建設、それから、やひこの里の増築、そして、グループホーム建設の際の借入金、計３件分の償還金でございます。詳細は２８頁をご覧いただきたいと思います。

組合の借入金の状況でございますが、令和５年５月末現在の未償還元金が１億４，９８０万８，０６０円、利子が９０８万６，１４０円となって

おります。
続いて、主要施策の成果についてご説明申し上げますので、頁を戻っていただきまして、２頁、３頁をお開きいただきたいと思います。主要施策の成果に関する報告書２頁、３頁です。
はじめに、やひこの里でございます。やひこの里では８月から９月にかけてコロナウイルスのクラスターが発生しております。ふれあいの家の職員も応援に回り施設内で療養介護を行っております。幸い利用者、職員ともに重症化することもなく、およそ３週間で回復し、通常の生活に戻っております。
新型ウイルス感染症の影響が続いているなかでも、日中の作業活動や軽運動など、少しずつ日常を取り戻す取り組みを行い、また、保護者の面会や自宅への帰省も再開しております。
次に７頁をお開き願います。
短期入所、日中一時支援事業の利用状況を表にしてございます。やひこの里でコロナウイルスのクラスターが発生した９月を休業したため、前年度より合計３９８人減少しております。
続いて、９頁をお開き願います。
９頁から１６頁は、ふれあいの家並びにねむの木工房についてでございます。いずれも利用者の就労支援として、仕事の場の提供とそこで得る利用者の工賃収入の確保を目的とした施設でございます。
長引く感染症の影響下、いずれの施設も作業収入が減少はしましたが、引き続き多くの企業様から仕事を提供していただき、また、農福連携事業による作業や燕市、弥彦村及び燕・弥彦総合事務組合からの受託作業も継続されております。
そして、１１頁をご覧いただきたいと思います。(２)就労状況について記載してございますが、ふれあいの家における就労移行支援事業では、今年度も１名の利用者を一般企業への就職に繋げることができております。受け入れてくださった企業様に大変感謝いたしております。
また、１５頁に記載しておりますが、ねむの木工房では１２月に利用者２５名と職員３名が感染するコロナウイルスのクラスターが発生しております。
１７頁をご覧いただきたいと思います。
こちらはグループホームについてであります。計４棟、２５名の利用者の生活を支援しておりますが、今ほど申しましたねむの木工房のコロナウイルスの感染については、多くの利用者が弥彦村麓地区にある３棟のグループホームで生活しております。グループホームにおいても利用者２０名のうちの１５名が感染するクラスターとなっております。また、７月には弥彦駅裏にあるグループホームやまびこでも利用者５名中、３名の感染が

確認されております。いずれもグループホーム内で療養し、全員が無事に回復しております。

続いて１８頁以降には、各施設の利用者の出身市町村、障害の状況、年齢、そして職員の状況を記載しております。それぞれご覧のとおりでございます。

以上で、一般会計決算の説明を終わります。

引き続き、特別会計決算につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算書の方に戻っていただき、決算書の３０頁、３１頁をお開きいただきたいと思います。

議案第２号　令和４年度西蒲原地区休日夜間急患センター事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

こちらも一般会計同様、項目ごとの収入済額を読み上げさせていただきます。

歳入、１款、分担金及び負担金、収入済額３，１５８万３千円。

２款、財産収入、１００円。

３款、繰入金、８００万円。

４款、繰越金、３５５万４，３６０円。

５款、諸収入、１０円。

歳入合計は４，３１３万７，４７０円でございます。

３２、３３頁をお開き願います。

歳出でございますが、１款、衛生費、支出済額３，９２０万４，４４６円。歳出合計も３，９２０万４，４４６円でございます。

歳入歳出の詳細については、次の頁の３４頁以降に記載してございます。そして、主要施策の成果に関する報告書、２１頁から２３頁に受診者数の状況を記載してございますので、そちらも併せてご確認いただければと思います。

新型コロナウイルスの影響が続き、急患センターの受診者数には大きな回復は見られておりませんが、令和４年度においては、８月から執務する先生方並びに従事者の方々のご理解により、発熱患者に対する抗原検査と診療を開始したことから、一定程度診療収入が回復しております。

３５頁をご覧いただきたいと思います。

診療収入の不足を補うための指定管理料であります新潟市医師会への委託料の財源とするもので、１款、１項、１目、２節急患センター運営費負担金としまして、関係市村から１，７３８万３千円をご負担いただいており、加えて３款、繰入金８００万円を急患センター運営基金から繰り入れてございます。

令和４年度は診療収入が回復したことから、この関係市村運営費負担金は４５８万円減少してございます。そして、基金からの繰入金については１，２７３万４千円減少してございます。

続いて３８、３９頁をご覧いただきたいと思います。

１款、２項、１目の急患センター事業費３，８５９万６，８８２円が、指定管理者であります新潟市医師会への指定管理料、委託料でございます。前年度より１，８３４万７６２円減少しており、この減少額が急患センター運営費の収支改善額と言えます。

なお、今年度、令和５年度の状況を付け加えて申しますと、９月までの半年の受診者数が内科・小児科で２，３３１人と、既に昨年１年間の総数に達しております。このまま推移いたしますと年間４，６６０人の受診者数となり、更なる収支改善が見込める状況でございます。

急患センター事業特別会計決算の説明は以上でございます。

最後に決算書の４５頁をお開き願います。

財産に関する調書及び基金の運用状況のうち、４の基金の積立て状況でありますが、財政調整基金が１３０万３千円の増、決算年度末現在高９，３８４万３，８６３円となっております。

急患センター運営基金については、７９９万９，９００円の減、決算年度末現在高１，２７３万４，２０４円となってございます。

以上で、議案第１号並びに第２号の説明を終わらせていただきます。何卒、慎重ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議　長（鈴木　力さん）事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、代表監査委員より決算に対する監査意見を求めます。代表監査委員　高橋周衛さん。

○代表監査委員（高橋周衛さん）監査委員の高橋です。私の方から審査についての結果を申し上げます。

審査の対象、令和４年度西蒲原福祉事務組合一般会計歳入歳出決算書、令和４年度西蒲原地区休日夜間急患センター事業特別会計歳入歳出決算書。

審査の年月日としましては、令和５年８月１８日。

審査の場所、やひこの里会議室で行いました。

審査の結果、（１）審査に付された一般会計歳入歳出決算書、及び特別会計歳入歳出決算書、付属書類は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、出納諸帳簿と

歳入歳出差引額は、金融機関の残高証明の額とそれぞれ符合したので、決算計数は違算ないものと確認し、適正なる決算であることを確認しました。

（２）財産に関する調書については、公有財産、基金等、各調書の計数は誤りのないことを確認しております。

審査内容の概要と意見についてはこれに書いてあるとおりでございます。以上です。

○議　長（鈴木　力さん）ありがとうございました。

これより、議案第１号の質疑に入ります。議案第１号についてご質疑はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第１号について、管理者提案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は、提案のとおり認定されました。

次に、議案第２号の質疑に入ります。議案第２号についてご質疑はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２号について、管理者提案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は提案のとおり認定されました。

次に、日程第１１　議案第３号　監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

竹内　功さんは、地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので、退場をお願いいたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（大谷夢孝さん）議案第３号　監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議員のうちから選出される監査委員に竹内功議員を選任したく、同意を求めるものでございます。

なお、議員のうちから選出される監査委員の任期は、議員の任期によることとなります。

以上、概要を説明いたしましたが、ご審議のうえ同意いただきますようお願いいたします。

○議　長（鈴木　力さん）これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
したがって、議案第３号　監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。
竹内功さんの除斥を解除します。竹内さん、入室をしてください。

次に、日程第１２　議案第４号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局長（大谷夢孝さん）議案第４号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。
議案書の１７頁をお開き願います。あわせて本日お手元に配布しております参考資料「新旧対照表」をご覧ください。
令和６年３月３１日限りで寺泊老人ホーム組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合から脱退するため、新潟県市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議　長（鈴木　力さん）事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

質疑なしと認めます。
続いて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う声あり）

討論なしと認めます。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４号

について、管理者提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

ご異議なしと認めます。
したがって、議案第４号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和５年第２回西蒲原福祉事務組合議会定例会を閉会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

◎閉会時刻　午後２時４３分

以上、会議録は書記が記載したものであるが、その正確なることを証するため署名捺印をする。

令和５年１１月２０日

西蒲原福祉事務組合議会
議　　長　燕　　市　　長　　鈴　　木　　　　力

署名議員　弥彦村議会議員　　安　　達　　宏　　行

署名議員　燕市議会議員　　高　　橋　　妙　　子